

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………

……………（総務局総務部文書課）……………一

告示

○行政書士法による行政処分についての公開の聴聞……………

……………（総務局行政部振興企画課）……………一

○建築士法による行政処分……………

……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………一

○国民健康保険組合規約の一部変更認可……………

……………（保健医療局保健政策部国民健康保険課）……………二

○都道の区域変更（二件）……………

……………（建設局道路管理部路政課）……………二

告示（公）

○風俗環境浄化協会の事務所の所在地の変更……………七

規則

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則（平成十一年東京都規則第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条に次の一項を加える。

5 第一項に規定するもののほか、定例的に取り扱う事案に係る起案であつて、文書総合管理システムと異なる情報処理システムを用いて起案を行うことが合理的と認められるものについては、総務局長の承認を得て、当該情報処理システムを用いて行うことができる。この場合において、当該情報処理システムを用いた起案は、同項に規定する特例起案帳票を用いた起案とみなす。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第四百四十九号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。）の規定による行政処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定に基づき、聴聞を実施する。

なお、法第十四条の三第五項に基づき、聴聞は公開とし、次のとおり行う。

令和六年二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

令和六年三月一日 午後二時から

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎十三階 区市町村長室

三 被聴聞者

（一）氏名

鷺田 昌範

（二）事務所の名称

鷺田昌範行政書士事務所

（三）事務所の所在地

町田市能ヶ谷町二丁目一番三十号 一〇三

（四）所属

東京都行政書士会

（五）登録番号

第一一〇八一二四四号

●東京都告示第五百十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第十条第一項の規定による建築士の処分をしたので、同条第五項及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第六条の三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

氏名

横溝 和久

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第六八〇一〇号

二 処分をした年月日

令和六年一月二十九日

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

法第二十二條の二に規定する講習を期限内に受講しなかつたことが、法第十條第一項第一号に該当するため

一 被処分者

氏名

藤田 勝利

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第五九六一五号

二 処分をした年月日

令和六年一月二十九日

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

法第二十二條の二に規定する講習を期限内に受講しなかつたことが、法第十條第一項第一号に該当するため

●東京都告示第百五十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に山梨県南都留郡山中湖村及び長野県茅野市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和六年一月三十日

●東京都告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八條第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年二月二十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

新荒川葛西堤防

二 変更の区間

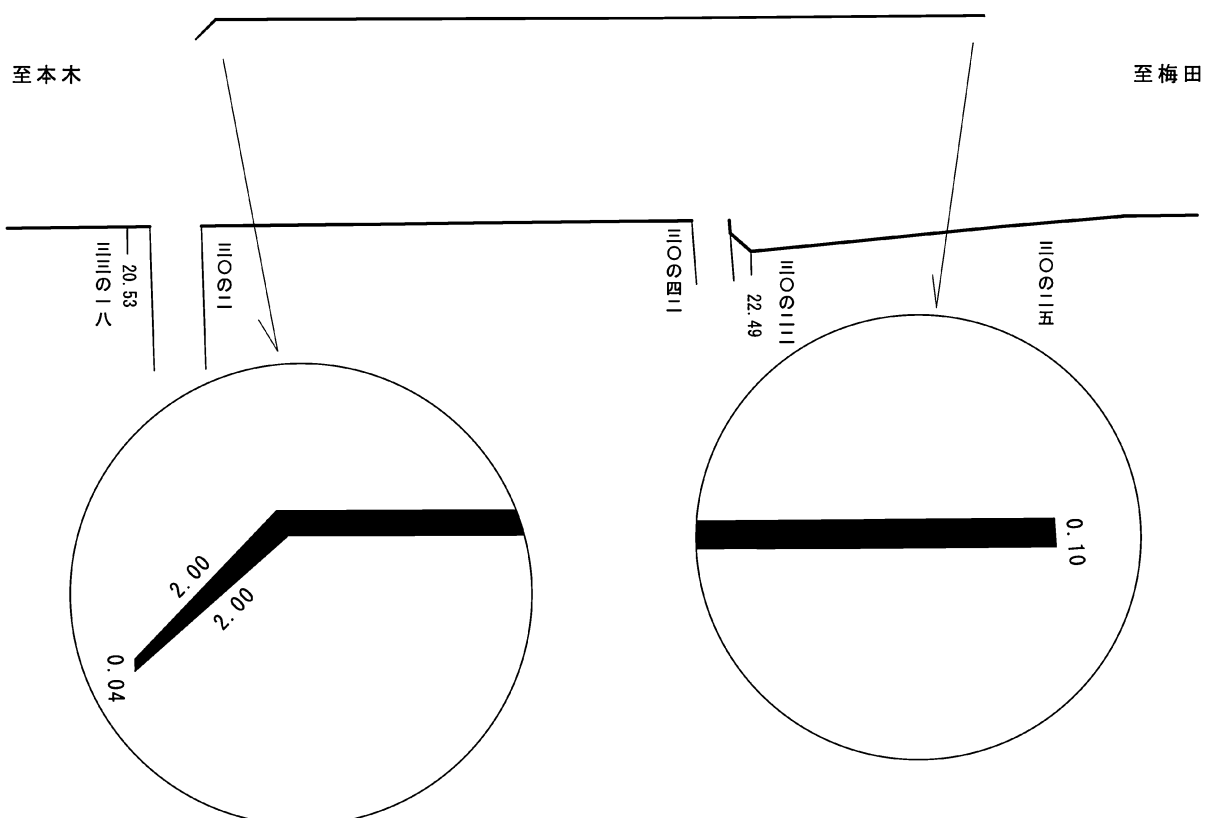
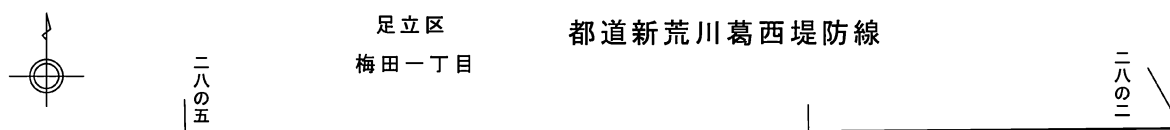
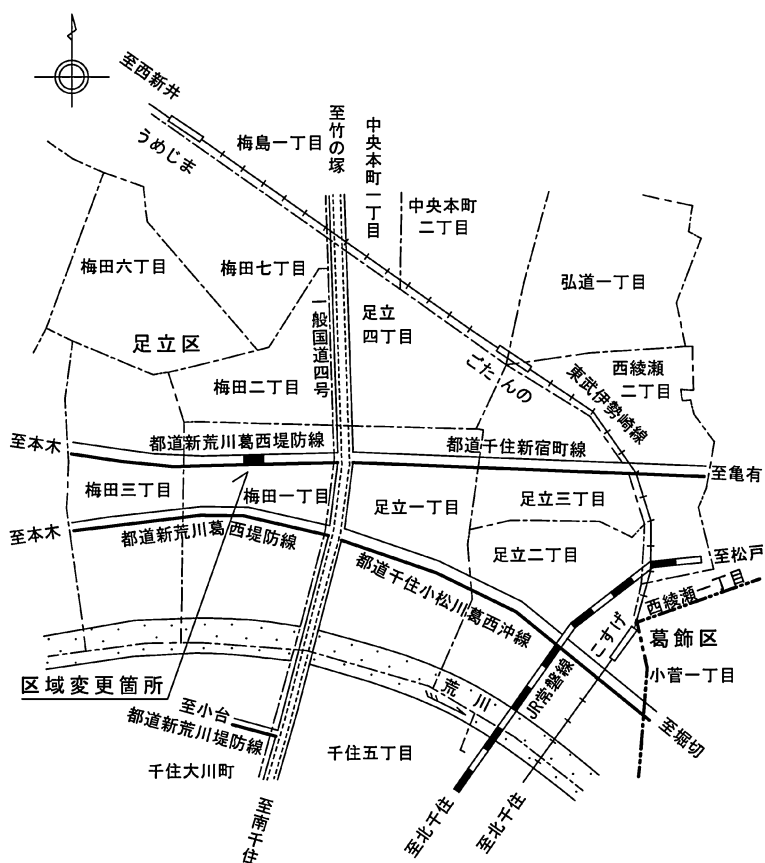
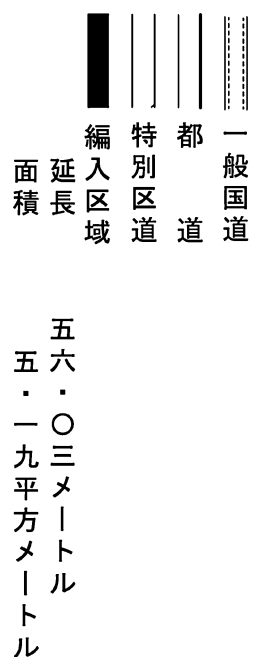
足立区梅田一丁目二十八番五地先から同所同番二地先まで

三 変更の概要

別図表示のとおり

別圖

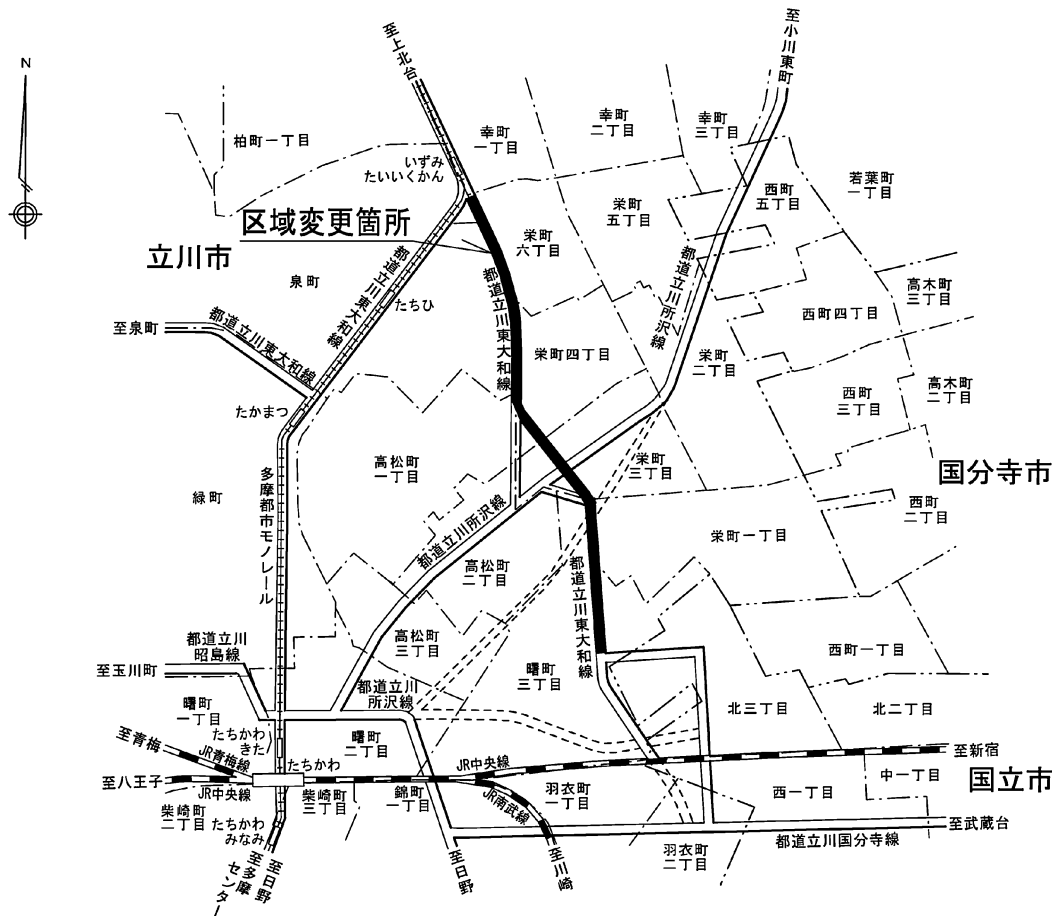
都道新荒川葛西堤防線区域變更略図
足立区梅田一丁目地内



別図

都道立川東大和線 区域変更略図
都道立川所沢線
立川市曙町三丁目～泉町

- 東京都告示第百五十三号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和六年二月二十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
- 都道
市道
編入区域
(1) 都道立川東大和線
延長 一、七八四・〇七メートル
面積 四一、一四八・七四平方メートル
重用編入区域
(1) 都道立川東大和線
(都道立川所沢線との重用編入)
延長 一九・〇九メートル
面積 七二〇・八七平方メートル
(2) 都道立川所沢線
(都道立川東大和線との重用編入)
延長 四六・七〇メートル
面積 六二〇・六七平方メートル
計画線

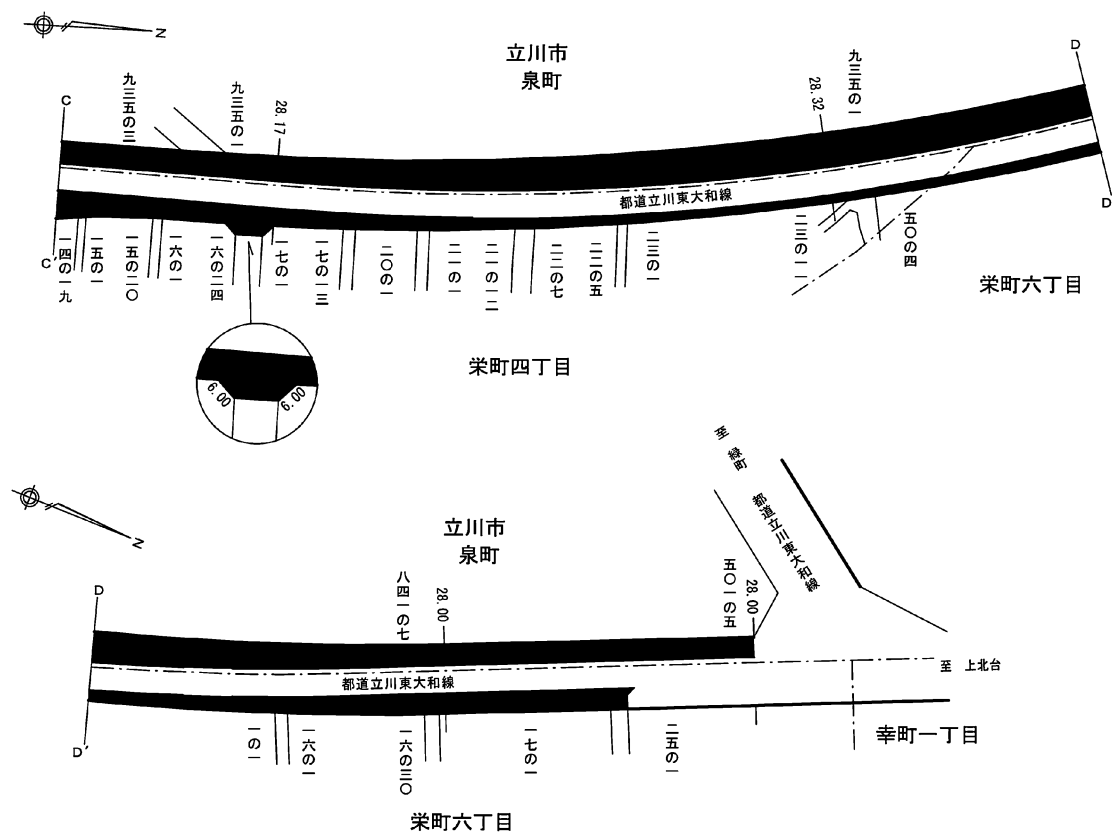


令和六年二月二十六日

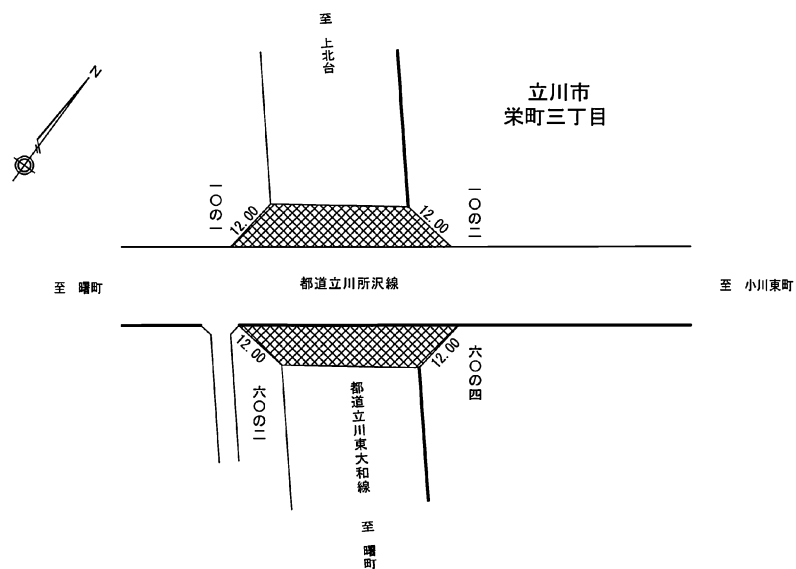
東京都知事 小池百合子

(一) 路線名 立川東大和
(二) 変更の区間 立川市曙町三丁目二百十六番三百九十
八地内から同市泉町五百一番五地内ま
で

(一) 変更の概要 別図表示(1)のとおり
(二) 路線名 立川所沢
(三) 変更の区間 立川市栄町三丁目十番一地内から同所
六十番四地内まで
(四) 変更の概要 別図表示(2)のとおり



(2) 都道立川所沢線



告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第82号

風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次の風俗環境浄化協会から事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 6 年 2 月 26 日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

- 1 変更の届出があった風俗環境浄化協会
公益財団法人東京防犯協会連合会
- 2 変更に係る事項
事務所の所在地
旧 千代田区霞が関二丁目 1 番 1 号警視庁内
新 中野区弥生町二丁目 4 番10号
- 3 変更年月日
令和 5 年 3 月13日

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿二丁目八番一 号 〇三（五三二）一一一一（代）
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 （郵送料を含む）
印刷所	勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三（三八二）五二〇一（代）
郵便番号	113-0001